

質 問 回 答 書

令和 7 年 8 月 2 2 日

件 名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借（長期継続契約）

発 注 課 市民協働推進課

担 当 者 中 島 亨

場 所 市民活動支援センター 外 163 箇所

電 話 番 号 048-775-4539

E メールアドレス s53000@city.ageo.lg.jp

番号	仕様書 ページ	図 面 番 号	質 問 事 項	回 答
1	1		付保する動産総合保険は地震や戦争、噴火等は対象外となる、経過期間に応じて保険金額が減額する一般的なものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	1		賃貸借料のお支払いについて、当月分翌月末払いとの認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1		設置場所ごとの取外し・集約作業は、貴市にて行っていただけるのでしょうか。行っていただける場合、集約場所は 1 ヶ所でしょうか。それとも各設置場所からそれぞれ取りに伺うのでしょうか。	各設置場所への取外し・集約作業は賃貸人により実施していただきます。なおこれらの作業については都度賃貸人と賃借人の両方で調整します。
4	1		仕様書 6 「交換」とありますが、消耗品の定期交換は、使用期限を迎える前に、QR コード読取で交換要領が分かる案内文書と新しい消耗品を弊社 7 負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者へ交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用でよろしいでしょうか。 AED 使用時には、弊社コールセンターへご連絡頂き、QR コード読取で交換要領が分かる案内文書と補充消耗品を弊社負担で設置先に送付、消耗品は設置先のご担当者へ交換して頂き、同梱の返送伝票で古い消耗品を返送頂く運用でよろしいでしょうか。 また、本案件に関し消耗品交換作業を委託することは可能とい	仕様書のとおり、消耗品の交換は賃貸人が指定する納入業者が行うようにしてください。AED 使用による交換部品の交換作業等も同様です。 また、本契約は賃貸借契約であり、賃貸人が行うこととしている対象物件の設置、撤去、データ消去作業及びデータ消去証明書の発行等を賃貸人が自ら行うか、外注するか等の手法は指定していません（外注する場合でも賃借人の承諾等は不要です）。

			う認識でよろしいでしょうか。 また、業務の一部を委託する旨の書面報告が必要な場合、指定書式があればお教えてください。指定書式がない場合は弊社の任意書式で報告することによいでしょうか。	
5	1		仕様書 8 「動産総合保険」とありますが、添付文書の内容で動産総合保険同等以上を保証しておりますので、加入は不要でよろしいでしょうか。	動産総合保険の未加入は認めていません。
6	1		仕様書 11、13 「リース」とありますが、弊社は、AEDを含む高度管理医療機器の販売業・賃貸業許可を取得していますので、リース会社を介さず直接、お貸しする賃貸借契約としてよろしいでしょうか。	リース契約と同様に、機器仕様書にある種類の AED を最新の状態で入手のうえで、賃貸いただければ問題ありません。その場合、仕様書上の「リース」は「賃貸借」と読み替えてください。
7	1		仕様書 14 「キャリングケース」とありますが、デザインは異なりますが、機能は同じ(AED 本体、予備電極パッド、レスキューキット収納)弊社製のキャリングケースでもよろしいでしょうか。	メーカー純正品以外は認めていません。
8	1		仕様書 14、15 「AED 壁掛け型収納ケース」「三和製作所製 901-203」とありますが、弊社取扱いの AED ボックス (AE-B0050) でよろしいでしょうか。	本体の安全性を確保するため、壁掛け金具ではなくボックスを設置してください。また、設置状況を含め、現在使用している、三和製作所「901-203」と同等品としてください。
9	1		仕様書 15 「リモート監視システムによる保守管理」とありますが、日本光電工業株式会社が提供する AED リモート監視システムを利用して 1 日 1 回の AED 自己診断結果の情報を弊社で受信し、消耗品の交換時期等を確認、異常がある場合はお客様ご指定の連絡先に弊社コールセンターから電話連絡によりご報告させていただき、AED の異常内容をお客様にご確認頂く運用が必須であるとの認識でよろしいでしょうか。 また上記対応に加え、AED の稼働状態 (AED 本体の故障、パッドの使用期限、バッテリー残量) のレポート提出は必要でしょうか。必要な場合、レポートの提出のタイミングを「毎月」「隔月」「年 1 回」からお教え頂けますでしょうか。なおレポートの提出は遠隔監視システムをご利用の場合に限定したサービスでメールにて提出します。 また設置場所の電波状況が悪い場合は、通信状況の改善する場所を検討し、それでも 改善が難しい場合は、別途協議するとの	AED 本体 1 台につき、日本光電純正のリモート監視端末を 1 個付属してください。 また、協議のうえ、消耗品の交換時期、異常発生等について連絡漏れのない運用としてください。日本光電純正のリモート監視システムからメールで直接受信が可能です。また交換時期についても電極パッド・バッテリーともに推奨時期がありますので、その時期に対応をお願いいたします。 稼働状況のレポートも日本光電のリモート監視により一定程度の確認が可能のため、レポートの提出は必要ありません。 設置後に電波状況が悪い場合は別途協議します。

			認識でよろしいでしょうか。	
--	--	--	---------------	--